

唯識派に於ける四攝事

——大乘莊嚴經論 XVI 章を中心に——

若 原 雄 昭
(龍 谷 大 学)

はじめに

布施 (dāna)・愛語 (priyavādita)・利行 (arthacaryā)・同事 (samānārthatā)⁽¹⁾ のいわゆる四攝事 (catvāri saṅgrahavastūni 四攝法) は、初期佛教以来主に在家者の実践徳目として知られる。⁽²⁾ 以下にその典型としてニカーヤ中の一例を示す。⁽³⁾

比丘らよ、攝事はこれら四である。四とは何々か。布施、愛語、利行、同事である。比丘らよ、これらが四攝事である。

“布施と愛語とこれについての利行、そしてそれぞれ場合に応じた適切な同事とが、

世間に於る攝受であり、恰も回る車輪の轄のようなものである。

これらの攝受がなければ、母であれ父であれ、子の義務である尊敬も孝養も得られまい。

賢者たちはこれらの攝受を正しく考察するから、偉大な人となり称讃される人となる、”⁽⁴⁾ と。

四攝事は部派佛教に於ては顕著なトピックではないが、大乘では菩薩道に於て六波羅蜜と密接に関連するものとして位置づけられることが多く、その重要性は飛躍的に高まる。⁽⁵⁾ 六波羅蜜が自利とされるに対し、その波羅蜜

を以て衆生教化する利他行が四攝事とされるのである。⁽⁶⁾ 本稿で取り上げる大乘莊嚴經論では、菩薩は四無量心（四梵住）の三昧によって慈悲を修習した上で、六波羅蜜四攝事による自利利他円満へ向かうべきものとされている。⁽⁷⁾ この意味では四攝事は禅定に於て涵養された慈悲心の具現化と見る事が出来よう。初めに同論の範型と目される菩薩地に於ける四攝事の規定を概観しておきたい。

I. 菩薩地に於ける四攝事

菩薩地には四攝事に関する纏まった記述が二箇所があり、それぞれ略説と広説と見ることも出来る。第一は力種姓品第八末で、菩薩の方便所攝の身口意三業は四攝事に約されるとし、これを四種方便として簡潔に説明する。⁽⁸⁾ 第二は続く施品第九から慧品第十四まで順に六波羅蜜を論じた後の攝事品第十五で、品名通り四攝事そのものを主題とし、その一々について詳細に述べる。⁽⁹⁾ 菩薩地に於ける以上の文脈は、大乘莊嚴經論では XV 章（業伴品第十六）及び XVI 章（度攝品第十七）に相当する。但し同論は構成としては菩薩地のそれに倣っているものの、四攝事の規定にあたっては専ら力種姓品の略説に拠り、攝事品の詳説を用いない。従って本稿では前者を訳出して紹介するにとどめ、後者に関する検討は紙数の都合もあり略すこととした。

菩薩たちの方便所攝の身口意業は何か？ 要約すれば菩薩たちにとって四攝事が方便と云われる。世尊が説かれた「四攝事所攝の方便を具備した菩薩こそ菩薩と呼ばれる」⁽¹⁰⁾と。

では何故四攝事が方便と云われるのか？ 衆生を教化し攝受するのに要約すれば四通りの方便がある。これ以上でも、これより多くもな

い。即ち饒益する (anugrāhaka) 〔方便〕, 把握させる (grāhaka) 〔方便〕, 導入する (avatāraka) 〔方便〕, 随順させる (anuvartaka) 〔方便〕である。

このうち、布施が菩薩にとって饒益する方便である。というのも、衆生たちは種々の財施によって饒益されれば、(菩薩の) ことばは聞くべきであり行うべきである、と考えるからである。

その直後に、菩薩は愛語によって、あれこれに無知な者たちの無知を完全に除去すべく正理 (yukti) を把握させ教示する。かくして彼にとって愛語が把握させる方便である。

同様に、正理によって把握させられ教示された衆生たちを不善の境涯から引き上げて善の境涯へと勧奨し教化し位置づけ安定させる。⁽¹¹⁾これが彼にとって利行であり導入する方便である。

同じく菩薩はその衆生たちを導入してから彼らと同じ行動を共にして随順し、教化さるべき者たちが彼に対し「あなたが先ず自ら浄信と戒と施與と智慧を具えていないなら、あなたはどのようにして他の人にこれを勧奨出来るのか、またそれによって命じたり留意させたり出来るのか」などと言わないようにする。⁽¹²⁾これによって同事が菩薩の第四の随順させる方便であると知るべきである。

これら四つの方便の全体或いは各々によって包摂された菩薩の身業・口業・意業が、衆生たちを正しく攝受し教化し成熟させるための方便所攝(の業)と言われる。⁽¹³⁾

ここでは四攝事と六波羅蜜は直接には結びつけられていない。菩薩地攝事品でも同様であり、攝事と波羅蜜との関係は明示的には述べられない(もちろん波羅蜜の諸品の直後に攝事品が続いているのではあるが)。力種姓品で菩薩が正法を説く相が二十挙げられる箇所にも、その正法の具体的内容と

して波羅蜜が言及されることはない。

II. 大乘莊嚴經論第 XVI 章「波羅蜜品」⁽¹⁴⁾ に於ける四攝事の規定

大乘莊嚴經論本章は菩薩地に従って六波羅蜜 (vv. 1-71) と四攝事 (vv. 72-78) を一連のものとして論述するが、両者の関連を明言する点で菩薩地と相異し、また菩薩地に辿れない重要な記述をも含む。以下に当該部分の本偈 (MSA) 及び釋 (MSABh) の試訳を示し、二複註の解釈を摘記しつつ検討してみたい。⁽¹⁵⁾ なお、本論では他所にも四攝事は散説されるが、いずれも四攝事自体を解説したものではないので、ここでは触れない。⁽¹⁶⁾

攝事の規定に関する七偈。⁽¹⁷⁾ 攝事は四であり、布施、愛語、利行、同事である。これについて、

布施は（前と）同じであり、愛語と利行と同事は

それを教示し、勧奨し、自らも随順することであると認められる。

(MSA XVI-72)

布施は波羅蜜の場合と同じであると認められる。愛語とはそれを教示すること、利行とはそれへ勧奨することである。「それ」という語は波羅蜜を含意するから、波羅蜜の教示、波羅蜜への勧奨、という意味になる。⁽¹⁸⁾ 同事とは他者に勧奨するものへ自らも随順することである。

(MSABh)

本章で六波羅蜜の後に四攝事が説かれる理由を述べて無性は「波羅蜜を修するのは菩薩にとって（自らの）佛法を成就することだから自利であり、攝事は（一切衆生を成熟させることなので）利他であるから攝事品（が説かれるの）であって、四攝事によって利他を行うのである」(130a4-5; 146b4-5) と云うが、これは本章最終偈（後出 v. 79）の趣旨を先取りした

もので、妥当であろう。四攝事の第一としての布施も、六波羅蜜の第一である布施波羅蜜に準じるものとされ、無性は本章前節（波羅蜜の説示）に於る布施の規定（十義）⁽¹⁹⁾の全体への、安慧は同第8偈に出る布施の四相⁽²⁰⁾への、参照を指示する。いま詳説する余裕はないが、四攝事との関連では財施・法施・無畏施の三施（XVI-17, 52）や、無分別智にもとづく三輪清浄の施（XVI-30, 52）などが重要であろう。

「六波羅蜜を教示すること」と定義される愛語を、安慧は「布施から智慧までの六波羅蜜の自相と共相を証因（gtan tshig）によって他者に示すのが愛語の相である」（43b3-4; 50b8-51a1）と註釈する。前述の菩薩地力種姓品に愛語が「正理（yukti）を把握させ教示する方便」と規定されているのにもとづくのであろうが、いずれにしても唯識派に於て論理学即ち量（pramāṇa）が（少なくともその一部である為他比量は）愛語と見なされていることになり興味深い。

ではどうして攝事はこれら四であると認められるのか？ 他者に對して、この

四攝事からなるものは、饒益し、把握させ、促進し、随順させる方便であると知るべきである。（MSA XVI-73）

布施は饒益する方便である；財施によって身体的な饒益を生ぜしめるから。愛語は把握させる方便である；意味が不明な或いは疑われているもの（＝波羅蜜）を把握させるから。利行は促進する方便である；善（＝波羅蜜）へと促すから。同事は随順させる方便である；他者は勸奨者が言行一致の人であると知って彼によって促されたところの善に随順するから。（MSABh）

攝事が四つである根拠を方便が四つであることに求める本偈は、前述した菩薩地力種姓品の四攝事を四種方便とする記述に基づくものである。また

菩薩地戒品の饒益有情戒の記述にも対応する点が多い（後出 77 偈の註記を参照）。安慧によれば「饒益する方便（phan par byed pa'i thabs）」即ち布施とは「食物衣服等を布施することによって、衆生の飢えや寒さ等がないよう、衆生の身体を利益する（phen btags）」（44a3-4; 51b1-2）ことであるという。

第一によって器となり、第二によって信解し、

第三によって行じ、第四によって清浄にする。（MSA XVI-74）

財施によって法に従う者となるから器^(vi)となる。愛語によってその（法の）意味を分明にし疑惑を断つからその法を信解する。利行によって法の通りに行じる。同事によって長時に随行するからその行を清浄にする。以上が（四）攝事の業である。（MSABh）

同事の業は「同事によって長時に随行（anuṣṭhāna）するからその行を清浄にする」と述べられているが、これについて両註釈に相異が見られる。無性は、「勸奨者（＝菩薩）が言行一致の人であると知って、長時に尊重するから（yun ring por gus pas），その行を清浄にするのである」（130b1; 146b7-8）と云う。これは、菩薩が自ら波羅蜜を行ずる（同事）のを見て、衆生が長時に菩薩に追隨（anuṣṭhāna）するようになり、波羅蜜行を清浄にすることになる、という意味であろう。安慧は「衆生を波羅蜜の行に堅固な者とするために長時に自ら波羅蜜を行じるのであって、衆生のために長時に自ら波羅蜜を行じて、波羅蜜の相が無垢となる、清浄となる、という意味である」（45a1-2; 52b1-3）と釋し、長時に随行し波羅蜜を清浄にする主体を菩薩自身とする。本偈の文脈から見て前者が妥当な解釈と思われる。なお、波羅蜜行の清浄については次偈に対する安慧釋が具体的な説明を与えている。

四攝事であることは二攝としても認められる；

財（攝）と、所縁などの（三）法なる法（攝）との。

（MSA XVI-75）

財攝と法攝という別の二攝事が世尊によって説かれたが、その二によりこれら四攝事は攝せられる。第一は財攝により、残り（の三）は法攝によって。更に、それら（三）は順に所縁法・行法・その清浄法という三種の法によって。（MSABh）

本偈が言及する二攝事を説く經は、以下に比定されている：

「比丘らよ、これら二つの攝がある。二つとは何々か？財攝と法攝である。比丘らよ、これらが二つの攝である。比丘らよ、これら二つの攝の中で法攝こそ最勝である⁽⁷²⁾」。

ここでは、この阿含所説の二攝について特殊な解釈を施し、既述の四攝事の規定との会通を図っている。財攝は布施攝事に相当し、また法攝に相当する所縁法・行法・その清浄法なる三種の法のうち、所縁法は「波羅蜜の法」（無性）、即ち「六波羅蜜相應の經等」（安慧）であって愛語に、行法は六波羅蜜を勧奨する行を意味して利行に、その清浄法、即ち六波羅蜜の行を清浄にする法は同事に、それぞれ相当する。清浄とは、安慧によれば、⁽⁷³⁾「波羅蜜を慳貪等の所対治と分離すること」（45a7; 53a2）であるという。

攝には劣と中と勝との、また、多分に無益なると多分に有益なると、

完全に有益なるとの、種類の区別があると知るべきである。

（MSA XVI-76）

これは攝（事）の種類の区別である。このうち、菩薩の攝は三乗を修する人々に関して順に劣と中と勝であると知るべきである。多分に無益なるとは信解行地に於てである。多分に有益なるとは入地の者たち

の場合である。完全に有益なるとは第八地以上に於てである；必ず衆生の利益を成就するからである。(MSABh)

本偈については安慧釋が詳しいから全文を引いておく――

「“劣と中と勝との種類の区別”(v. 76a) 云々の一偈によって四攝事の種別を説く。このうち聲聞たちの四攝事が劣 (tha ma) と云われるのであって、利他を為さないからである。獨覺の四攝事が中 (bar ma) と云われるのであって、信 (根) 等の中根 (dad pa la sogs pa'i dbang po bar ma) を具えるからである。菩薩たちの四攝事が勝 (mchog) と云われる；自利利他を行じるからである。〔以下別釈〕或いはまた、菩薩が四攝事によって (衆生を) 攝受して聲聞乘に位置づける (bkod pa) ような四攝事が劣と云われる。四攝事によって衆生を攝受して獨覺乘へ位置づけるならばその四攝事は中と云われる。四攝事によって衆生を攝受して大乘へと位置づけるならばその四攝事は勝と云われる。“攝は多分に無益なると多分に有益なると、完全に有益なるとであると知るべきである”(v. 76cd) とは、信解行地に住する菩薩たちが四攝事によって衆生を攝受して成熟させるのは、多くは (phal cher) 成熟せずに僅かの者が成熟するにすぎないから、多分に無益なる (phal cher stongs pa) と云われるのであって、法の真実を見ず衆生の意樂を知らないから多分に無意義な (don med pa) ものとなるのである。初地より七地までの菩薩が四攝事によって衆生を成熟させるのは、多くの者が成熟し成熟しない者は僅かであるから、多分に有益なると云われるのであって、多分に有意義である (don yod pa) という意味である。八地と九地と十地の菩薩たちが四攝事によって衆生を攝受して成熟させる場合は成熟させるとおりに一切 (衆生) が成熟するのであって、一人として失墜しない (chud mi za ba, *avipranāśa) の

で完全に有益であると知るべきである」(45a7-45b7; 53a2-53b4)。

三乗を峻別するのは本論に屢々見られる特徴であるが、本章第69偈でも精進波羅蜜について同様に劣中勝の三種に分けて三乗に配当し、二乗は自利、大乘は利他であることが云われている。

この方軌は、衆會の攝引⁽²⁴⁾に努める者たちが依拠とするものであり、一切衆の一切の利益を成就するに資し、安樂な方便であると称讃される。(MSA XVI-77)

衆會の攝引に努める者たちは誰もが皆この方便のみを、即ち四攝事を、依拠とする。だからこそ、これは「一切衆の一切の利益を成就するに資し、また安樂な方便である⁽²⁵⁾」と諸佛に称讃されるのである。

(MSABh)

曾て攝受され、当来に攝受さるべき、また現に攝受されつつある、一切衆がそうであるから、これが衆生を成熟させる道である。

(MSA XVI-78)

これは四攝事が三世に亘り一切衆生を成熟させる唯一道である⁽²⁶⁾ことを示す；他の道はないからである。(MSABh)

四攝事を一切衆生を利益し成熟させる唯一道とさえ呼ぶこの二偈は、本論が四攝事に如何に重きを置くかを端的に示すものと言える。両偈は共に、四攝事を説く最もポピュラーな經であったと覚しい手長者經を踏まえたものであり、その点でも明らかに二偈で一組をなしている。言及されているのは直接的には同經の以下の一節である⁽²⁷⁾：

「手長者よ、その通りだ。手長者よ、これこそ衆會を攝受する門(=方便⁽²⁸⁾)である。手長者よ、過去世に衆會を攝受した者たちは誰であれ皆これら四攝事によって衆會を攝受したのだ。手長者よ、未来世に衆會を攝受するであろう者たちは誰であれ皆……。手長者よ、現世に衆

會を攝受している者たちは誰であれ皆……」。

阿含を典拠として四攝事の意義を強調しその実践を勧めている訳であるが、勿論ここでの四攝事は換骨奪胎されて六波羅蜜の教理と融合されたそれであるから、著者の意図するところは四攝事という「安楽な方便」による大乘への「衆會の攝引」「衆生の成熟」にあると見るべきであろう。

以上で本章での四攝事の規定は終了するが、続く最終偈も併せて検討しておきたい。

かく恒に財に執着せぬ心を持ち、寂靜と抑制と勤勉を窮め、⁽²⁹⁾ 自己を安定させ、

有と境との相を分別せぬ、彼の者は衆生聚を攝受する者である。

(MSA XVI-79)

これにより先述の六波羅蜜に住する菩薩の攝事実修を示す。波羅蜜によって自利を、攝事によって利他を、それぞれ達成するからである。

大乘莊嚴經論波羅蜜品了。(MSABh)

本章全体を締め括る偈であり、韻律も本論で各章末の総括偈に多用される Puṣpitaṅgrā である。釋が六波羅蜜を自利、四攝事を利他とするのは、菩薩地の波羅蜜・攝事を総括する箇所「六波羅蜜によって自己の佛法の成熟があり、四攝事によって一切衆生の成熟がある」とあるのに基づくと思われる。⁽³⁰⁾ 安慧は「こうして六波羅蜜の行によって自らを成熟させた菩薩は四攝事により他の衆生をも成熟させる。だから“彼の者は衆生聚を攝受する者である”と云われるのであって、この波羅蜜を具えた菩薩である彼の者は四攝事により衆生を成熟させるという意味である」(46b5-6; 54b4-6)と説明している。

もとより六波羅蜜は菩薩行であって、それ自体が自利利他円満の行であることは云うまでもない。本章でも六波羅蜜が自利にして利他であること、

菩薩にとって自利と利他は不二であること、は再三説かれている。例えば第16偈では布施から般若に至るまでの六波羅蜜の一々によって「衆生を饒益する (anugrah)」と云われる。特に第4 偈では波羅蜜の利他の側面が強調され、「(六波羅蜜の行という) この利他にもとづいて菩薩の自利がある；他者の目的を自己の目的とするから、また (利他行によって自らの) 大菩提を得るから」⁽⁸¹⁾と述べられている。上述の如く、本論によれば、四攝事とは布施の実践によって衆生を饒益し、次いで波羅蜜を教示し、勧奨し、自ら率先してその実践を共にすることである。従って、ここでは六波羅蜜を自身の行として見た場合に自利と呼び (上求菩提)、その同じ六波羅蜜を他者に伝え共有することによって衆生を成熟させるという四攝事の機能を利他とするのであろう (下化衆生)。さらに、六波羅蜜は大乘に他ならない。本論は大乘の普及が菩薩の重要な使命であることを、四攝事の称揚により訴えているようである。

偈中の、財への無執着、寂静、抑制、勤勉、自己の安定、無分別 (智) は云うまでもなく順次に布施、持戒、忍辱、精進、禅定、智慧の六波羅蜜を表している。前五者に特に問題はないが、般若波羅蜜を指して言われる「有と境との相の無分別 (bhavaviṣayanimittanirvikalpa)」は本論で他に例のない語構成であり、難解である。無性註によれば「有すなわち内なる諸法 (nang gi chos rnam) と境すなわち外なる諸事物 (phyi rol gyi dngos po rnam) の二相を分別しない」(130b6-7; 147a7-8) ことである。安慧は「有とは内的存在つまり五蘊、境とは外的存在つまり色等である。相とは外と内の二つの存在である。自相続に属さない (bdag gi gyud las ma gtogs pa) 他の衆生であり、それらを実在であると分別しないという意味である」(46b4-5; 54b3-4) と釋す。本章では般若波羅蜜は無分別智とも、一切所作の如実遍智 (業を不顛倒ならしむ)、所知障の清浄、法無我的通達、とも云

われる。この無分別智は六波羅蜜全てに相応するとされる（例えば布施の場合は三輪清淨の拠り所となる）から、ここでは特に自他平等の無分別智を云うものであろう。時に唯我論とも見なされる唯識思想にもとづいて、如何にして他者を前提とする慈悲が可能であるか、という問題に対する一つの回答がここに示されているとも言える—他者は存在しないから慈悲が可能なのだ、と。

註

- (1) 四攝事の Skt 原語は *dāna* 以外は *priyavādītā* / *priyākhyāna* / *priyavākya* (*Mv*), *arthacaryā* / *arthakriyā* (*LV*, see BHSD q.v., PTSD s.v. *saṅgha*), *samānārthatā* / *samānasukhaduḥkha(-tā)* (*Mv*, see BHSD q.v., PTSD loc. cit.) と区々である (see also BHSD s.v. *samānārthatā*)。ここには菩薩地及び大乘莊嚴經論に出る語形を挙げた。Pāli では後註(3)の經文にある *dāna*, *peyyavajja*, *atthacariyā*, *samānattatā* (<*samāna-attan-tā*) が一般的である。
- (2) 阿含・ニカーヤでは、本文中に訳出した *AN* IV. 32 (雜阿 669) や、手長者 (*Hastaka/Hatthaka*) の四攝事 (及び四無量) 実践を述べる諸經 (*AN* VIII. 23-24, iv. 216 f.; 中阿 40 & 41, T.1, 482 f., etc. 本稿後出) がよく知られているが、他に、四攝事を四力の第四攝力 (*saṅgāhabala*) として出す諸經 (*AN* IV. 153-155, ii. 142; IX.5, iv.364; 雜阿 667-672, T. 2, 185 f., etc.), 三十二大人相に関する經 (*DN* 30, iii. 153f.; 中阿 59, T.1, 493 f., etc.), 六方礼經 (*DN* 31, iii. 192 f.; 長阿 12, T.1, 70f., etc.), ジャータカの諸話 (*J* 424, 462, 468, 532 [*gāthā*], 533) などがある。
- (3) *AN* IV. 32 *Saṅgahavattthusutta* (*AN* ii, p. 32): *cattārimāni bhikkhave saṅgahavattthūni. katamāni cattāri. dānaṃ peyyavajjaṃ atthacariyā samānattatā. imāni kho bhikkhave cattāri saṅgahavattthūnīti. dānaṃ ca peyyavajjaṃ ca atthacariyā ca yā idha, samānattatā dhammesu tattha tattha yathārahaṃ, ete kho saṅgahā loke rathassāṇīva yāyato. ete ca saṅgahā nāssu na mātā puttakāraṇā, labhetha mānaṃ pūjaṃ vā pitā vā puttakāraṇā. yasmā ca saṅgahā ete samavekkhanti paṇḍitā, tasmā mahattaṃ papponti pāsaṃsā ca bhavanti te' ti. Cf. 雜阿 No. 669: 「……。爾時世尊即說偈言—布施及愛語，或有行利者，同利諸行生，各隨其所應，以此攝世間，猶車因鈎運。*

世無四攝事，母恩子養忘，亦無父等尊，謙下之奉事。以有四攝事，隨順之法故，是故有大士，德被於世間」。訳文は主に後註(4)に示す Atthakathā に従った。經の本体となっている偈は、前註(2)に挙げた阿含・ニカーヤの諸処にパラレルが見られ、四攝事に関する原初的の傳承に由来するものと思われる。なお学会発表後、バーリ文の偈の韻律につき大阪大学榎本文雄教授より懇切なご教示を頂いた。記して謝意を表します。

- (4) Cf. *Manorathapūraṇī Aṅguttaranikāyātthakathā* ad AN IV. 32: 「攝事とは攝受の因 (saṅgaṇhanakāraṇa) である。“布施と……”云々(經文)。或る人は布施のみによって攝受さるべきであり、その人には布施のみを施すべきである。愛語とは好ましい言葉 (piyavacana) である。或る人は“この者は施物を施すけれども、一つの言葉で全てを塗り(汚して)台無しにしてしまふ、この者の布施が何になろう”と云う。或る人は“この人は何の布施も施さないが、語る言葉はまるで油を塗るようだ。この人が布施しようとしまいと、その言葉だけで千金の価値がある”と云う。こういう人は布施を望まず愛語のみを望む。その人には愛語のみを語るべきである。利行とは有益で高尚な談話 (atthasaṃvaḍḍhanakathā) である。或る人は布施も愛語も望まず、自分にとって有益な談話 (hitakathā)、自分を高めてくれる談話 (vaḍḍhikathā) だけを望む。こういう人には、“あなたはこうしなさい、こうしてはいけない、こういう人に親しみなさい、こういう人に親しんではいけない”というように利行の談話のみを話すべきである。同事とは苦樂を共にすること (saṃānasukhadukkhabhāva) である。或る人は布施等のどれも望まず、同じ座に坐るとか、同じ牀に寝るとか、食事を共にするというように、苦樂を共にすることを望む。その人が在家の生まれを等しくし、出家の戒を等しくするならば、その人にはこの同事をなすべきである……」。これによれば利行は言語表現に限定されたものとなる。また同事を註釈して saṃānasukhadukkhabhāva と云うのは *Mahāvastu* (i.3.12) に於ける同事の原語 saṃānasukhaduḥkha(-tā) に一致する (see, BHSD s.v. saṃānārtha-tā)。
- (5) 南北のアビダルマに於ては、例外的に集異門足論 (T. 26, 402 f.) に比較的詳しい記述があるのを除けば、四攝事はそれ自体が独立した主題として扱われた形跡がない。南方上座部の代表的論書 *Visuddhimagga* にも全く触れていない。この点、四無量が諸部派の禪定の体系において重視されるのと対照的である。大乘論書では智度論に重要な記述がある (T. 25, 244 f., 273 f., 317 f., 525 f., 597 f., 679 f., 701 f., etc.)。学会発表時には阿含・ニカーヤから阿毘達磨、智度論に至るまでの関連資料もレジュメに附したが、本稿

では紙数の制約上触れることが出来ない。大乘諸經に説かれる四攝事を含めた総合的検討は別稿に譲る。なお四攝事に関説するものとして以下を挙げておく：渡辺照宏，仏教第二版，岩波新書 915, 1974, p. 139 & pp. 157-158; 中村元選集〔決定版〕第17巻 p. 292f & 335f; 第18巻 1993, pp. 14-20, p. 313, 486; 平川彰著作集第2巻 pp. 292-296。

- (6) e. g. 大智度論卷七十六 (T. 25, 598b)：是六波羅蜜等是自利法。行者欲以六波羅蜜教化衆生淨佛世界，應以四攝法攝取衆生。四攝法義如先説。如是自利利他故，佛説六波羅蜜三十七品等諸法是世界尊是道等。
- (7) 例えば同論 XVII 章（佛供養・親近善知識・四無量）無性註 *Mahāyāna-sūtrālamkāraṭīkā* (*MSAT*) 及び安慧釋 *Sūtrālamkāravṛttibhāṣya* (*SAVBh*) の冒頭に前章（波羅蜜・攝事）との関連を説明して次のように云う：「四攝事により利他を行じても，衆生の邪行や衆會の苦があると，四無量を具えていない菩薩は衆生を捨ててしまい衆生を教化出来ない。だからその対治として無量を説くのであって，四無量によって攝受し四無量を修習するならば，あらゆる場合に菩薩は衆生を捨てることがない」(*SAVBh*, De tsi 47a5-6, Pek. tsi 55a5-8)。なお本論に於ける四無量の規定については，拙論，無縁の慈悲—大乘莊嚴經論第 XVII 章を中心に—，本誌第61號，平成7年，及びその増補英訳版 *Compassion without Object—Four Immeasurables (catur-apramāṇa) in Mahāyāna Buddhism*, 人間・科学・宗教 ORC 研究叢書 2 仏教生命觀の流れ—縁起と慈悲，2006, pp. 27-59 を参照されたい。本稿はその続編と言うべきものである。
- (8) *Bodhisattvabhūmi* (*BBh*), Balagotrapaṭāla, Wogiwara (*BBhW*) 112. 10-113. 12; Dutt (*BBhD*) 79. 8-28; Tib. De. zhi 60b5-61a7; Pek. zhi 70b4-71a7; *BBh-Vyākhyāna* (Sāgaramegha) De. yi 133a1-b5; 瑜伽師地論卷第三十八 (玄奘訳 T. 30, 504c-505a)；菩薩地持經卷第三力種性品第八 (曇無讖譯 T. 30, 905c)；菩薩善戒經卷第三菩提力性品第九 (求那跋摩譯 T. 20, 976c)。
- (9) *Samgrahavastu-paṭāla*, *BBhW* 217-230; *BBhD* 149-158; De. 115b4-123a5, Pek. 129a7-138b5; *BBhVy*, 147b1-210a3; 瑜伽師地論卷第四十三 (529c-533a); 菩薩地持經卷第七四攝品第十五 (923b-); 菩薩善戒經卷第五軟語品第十六 (989b-)。この箇所については別稿を期す。なお瑜伽論攝事分は上註(2)に示した一連の雜阿 (No. 667-672) の經旨を覺慧・精進・無罪・攝受の四力に約した上で，前三力を自利行，第四の攝受力即ち四攝事を利他行とし，後者については菩薩地への参照を促している (卷第九十八 [864a])：復次，由自利行及利他行為増上故，當知建立有四種力。一覺慧力，二精進力，三無罪力，四攝受力。能往現法涅槃名為自義。能往人天善趣亦名

自義。當知，此中依第一自義，建立覺慧精進二力。由是二力，能有方便發起正勤。依第二自義，立無罪力。由此三力，一切自義皆得究竟。樂利他者他義有餘。由此增上，立攝受力。當知攝事，如菩薩地已辯其相。他に卷第三十六自他利品（485a; *BBhW* 28.13-33.2），卷第四十七菩薩相品（549b-550b; *BBhW* 309.7-14），卷第四十九建立品（567b; *BBhW* 378.12）等にも四攝事は言及されるが，名目として出るのみで説明はない。

- (10) *yathoktaṃ Bhagavatā*: “*catuḥsaṃgrahavastusaṃgrhītenopāyena samanvāgato bodhisattvo bodhisattva ity ucyata*”. 大乗經の引用若しくは取意であろうが，筆者未同定。*BBhV* も何も云わない。
- (11) ...*samādāpayati vinayati niveśayati pratisthāpayati*; Tib. yang dag par 'dzin du 'jug cing 'dul ba dang 'jog pa dang 'god pa. 阿含・ニカーヤに出る利行に関する以下の定型句にもとづくと思われる；e.g. *AN IX.5 Bala* (iv. 364): *etadaggaṃ, bhikkhave, atthacariyānaṃ yadidaṃ assaddhaṃ saddhāsampadāya samādāpeti niveśeti patiṭṭhāpeti. dussilaṃ silasampadāya...*「比丘らよ，最勝なる利行は不信（・破戒・慳貪・劣慧）の者たちを信（・戒・喜捨・慧）の成就へ勧奨し位置づけ安定させることである」。Cf. 雜阿 668 (T. 2, 185a)：行利最勝者，謂不信者能令入信建立於信，立戒者以淨戒，慳者以施，惡智者以正智，令入建立。
- (12) 布施について類似した文言が智度論卷九十一に出る：若不自施，或有人言，若施是好法何不自行。是故菩薩先自布施。(T. 25, 704a-705b)
- (13) この四種方便即ち四攝事所攝の菩薩の善業は，菩薩地戒品で九種相戒の第四一切門戒の第四方便相應戒として再度言及される：*tatra katamad bodhisattvasya sarvatomukhaṃ śīlaṃ. tac caturvidhaṃ draṣṭavyaṃ. samāttam prakṛtiśīlaṃ abhyastam upāyayuktaṃ ca.... tatredam upāyayuktaṃ śīlaṃ yac catvāri saṃgrahavastūni niśritya bodhisattvasya sattveṣu kuśalaṃ kāyavākkarma pravartate.* (*BBhW* 184.6-12; *BBhD* 127.5); 云何菩薩一切門戒。當知此戒略有四種。一者正受戒，二者本性戒，三者串習戒，四者方便相應戒。……。方便相應戒者，謂諸菩薩依四攝事於諸有情身語善業恒相續轉。(522a)
- (14) 梵本，藏訳，偈頌本藏訳北京版 (No. 5521 phi 28a: *pha rol tu phyin pa'i skabs rdzogs so*) は波羅蜜品 (*Pāramitādhikāra*)，漢訳及び偈頌本藏訳デルゲ版 (No. 4020 phi 25a4: *pha rol tu phyin pa dang bsdu ba'i le'u ste bcu bdun pa'o*) は度攝品第十七とする。また新国訳補注 (pp. 432-433) も指摘するように *MSAṬ* 及び *Sūtrālaṃkāraṇḍārtha* (Pek. No. 5533, tshi 18a6) のみ波羅蜜品 (*pha rol tu phyin pa'i skabs, *pāramitādhikāra*) と攝事品

(bsdu ba'i dgos po'i skabs, *saṅgrahavastvadhikāra) に分章する。

- (15) Lévi 本 116.1-117.21; 写本 NS 90a4-91a3 (他写本略); Tib. De. No. 4026 phi 209b5-210b7; Pek. No. 5527 phi 229b4-231a3; *MSAT*, De. No. 4029 bi 130a4-130b7, Pek. No. 5530 bi 146b3-147b1; *SAVBh* De. No. 4034 tsi 43b2-46b6; Pek. No. 5531 tsi 50b6-54b6; Kamaleswar Bhattacharya, For a New Edition of the *Mahāyānasūtrālaṅkāra*, Journal of the Nepal Research Centre Vol. XII, 2001, Kathmandu, pp. 5-16. 刊本に訂正を加えた当該部分のテキストを以下に示す。

saṅgrahavastuvibhāge sapta ślokāḥ / catvāri saṅgrahavastūni / dānaṃ priyāvaditā arthacaryā samānārthatā ca*¹/ tatra /

dānaṃ samam priyākhyānam arthacaryā samārthatā /

taddeśanāsamādāpasvānuvṛttibhir*² iṣyate // (XVI-72)

dānaṃ samam iṣyate yathā pāramitāsu [] priyākhyānaṃ taddeśanā / arthacaryā tatsamādāpanā / tacchabdena pāramitānāṃ grahaṇāt pāramitādeśanā pāramitāsamādāpanety arthaḥ / samānārthatā yatra paraṃ samādāpayati tatra svayam anuvṛttiḥ //

kim arthaṃ punar etāni catvāri saṅgrahavastūniṣyante / eṣa hi pare-sām /

upāyo 'nugrahaḥ karō grāhako 'tha pravartakaḥ /

tathānuvartako jñeyaś catuḥsaṅgrahavastukaḥ*³ // (XVI-73)

dānam anugrāhaka upāyaḥ / āmiśadānena kāyikānugrahotpādanāt / priya[90b]vādītā grāhakaḥ / avyutpannasamdigdhārthagrahaṇāt / arthacaryā pravartakaḥ / kuśale pravartanāt / samānārthatā 'nuvartakaḥ / yathāvāditathākāriṇaṃ hi samādāpakam viditvā yatra kuśale tena pravartitāḥ pare bhavanti tad anuvartante //

ādyena bhājanībhāvo dvitīyenādhimucyanā /

pratipattis tṛtīyena caturthena viśodhanā // (XVI-74)

āmiśadānena bhājanībhavati dharmasya vidheyatāpatteḥ / priyāvaditayā taṃ dharmam adhimucyate tadarthavyutpādanasaṃśayacchedanataḥ / arthacaryayā pratipadyate yathādharmam*⁴ / samānārthatayā tāṃ pratipattiṃ viśodhayati dirghakālānuṣṭhānād / idaṃ saṅgrahavastūnāṃ karma //

catuḥsaṅgrahavastutvaṃ saṅgrahadvayato mataṃ /

āmiṣeṇāpi dharmeṇa dharmeṇālambanādina*⁵ // (XVI-75)

yad apy anyat saṅgrahavastudvayam uktaṃ bhagavatā āmiśasaṅgraho

dharmasaṃgrahaś ca / tābhyām etāny eva catvāri saṃgrahavastūni
saṃgr̥hitāni / āmiśasaṃgrahena prathamam*⁶ / dharmasaṃgrahenāvaśi-
ṣṭāni / tāni punas trividhena dharmeṇa / ālambanadharmeṇa pratipatti-
dharmeṇa tadviśuddhidharmeṇa ca yathākramam //

hinamadhyottamaḥ prāyo vandhyo 'vandhyaś ca saṃgrahaḥ /
avandhyaḥ*⁷ sarvathā caiva jñeyo hy ākārabhedataḥ //

(XVI-76)

eṣa saṃgrahasya prakārabhedaḥ / tatra hinamadhyottamaḥ saṃgraho
bodhisatvānām yānatrayaprayukteṣu veditavyo yathākramam / prāyeṇa
vandhyo 'dhimukticyābhūmau / prāyeṇāvandhyo bhūmipraviṣṭānām /
avandhyaḥ sarvathā aṣṭamyādiṣu bhūmiṣu satvārthasyāvaśyaṃ saṃ-
pādanāt //

parśatkarṣaṇaprayuktair vidhir eṣa samāśritaḥ /
sarvārthasiddhyai*⁸ sarveṣāṃ sukhopāyaś ca śasyate //

(XVI-77)

ye kecit parśatkarṣaṇe prayuktāḥ sarvais tair ayam evopāyaḥ samāśrito
yaduta catvāri saṃgrahavastūni / ta[91a]thā hi sarvārthasiddhaye sar-
veṣāṃ sukhaś caīṣa upāyaḥ praśasyate buddhaiḥ //

saṃgr̥hitā grahiṣyante*⁹ saṃgr̥hyante ca ye 'dhunā /
sarve ta evaṃ tasmāc ca vartmaitat*¹⁰ satvapācane //

(XVI-78)
etenādhvatraye 'pi*¹¹ sarvasatvānām paripācane caturṇām saṃgraha-
vastūnām ekāyanamārgatvaṃ darśayati anyamārgābhāvāt //

iti satatam asaktabhogabuddhiḥ śamayamanodyamapāragāḥ
sthitātmā /

bhavaviṣayanimittanirvikalpo bhavati sa satvagaṇasya saṃ-
grahitā*¹² //

(XVI-79)
etena yathoktāsu ṣaṭṣu pāramitāsu sthitasya bodhisatvasya saṃgraha-
vastuprayogaṃ*¹³ darśayati / svaparārthasampādanāt pāramitābhis saṃ-
grahavastubhiś ca yathākramam // //

[Mahāyānasūtrālaṃkāre pāramitādhikāraḥ samāptaḥ // //]

*¹ Lévi 刊本に欠くも MSS. にあり。*² Levi, taddeśanā samādāya
svānuvṛttibhir; MSS. °samādāpa(/-ya?)° ; 藏訳 sbyin tshung de ston len
'jug dang // bdag nyid rje su 'jugs rnams kyis // 及び MSABh に基づき cd
句は複合語とし, samādāpa は韻律の制約による samādāpanā の不正規形
と見なす。*³ Levi, °taḥ; MSS. °kaḥ; Tib. bsdu pa'i dgos bzhir shes bya.

*⁴ Lévi, °-dharma; MSS. °-dharmaṃ; Tib. chos bzhin du. *⁵ Lévi, °ālam-banād api; MSS. °lambanādinā; Tib. dmigs pa'i chos la sogs pa yis; Nagao, Corrigenda p. xix, 1.3: °ālambanādinā (Tib). *⁶ Lévi, prathame; MSS. prathamam; Tib. dang po ni (zang zing gis bsdu bas so). *⁷ Lévi, abandhyaḥ; MSS. avamḍhyaḥ; Lévi's correction, ava-° (Bhattacharya, p. 12). *⁸ Lévi, sarvārthasiddhau; MSS. sarvārthasiddhyai; cf. sarvārthasiddhaye in *MSABh*. *⁹ Lévi, grahoṣyante; MSS. grahiṣyanta; Tib. sdud par 'gyur ba. *¹⁰ Lévi, vartma tat; MSS. vatmaitat; Tib. 'di ni sems can smin byed lam. *¹¹ Lévi, etena lokatraye 'pi; MSS. etenā □ traye'pi (□=one akṣara's blank); Tib. 'dis ni ... dus gsum du yang ... *¹² Lévi, samgrhītā; MSS. samgrahitā. *¹³ Lévi, -prayoga; MSS. -prayogam; Lévi's correction, -prayogam (Bhattacharya, p. 12).

(16) 例えば、第IV章(発心品第五) vv. 15-20 では、発心の譬喩のうち攝事相応の発心を日光が穀物を熟するに喩える；第XI(述求品第十二) v. 64 には、四種の勇猛作意の第二、成熟衆生についての勇猛に四攝事が出る；第XVIII章(覺分品第二十一) vv. 69-70 には、菩薩の五種善巧方便の第二として成熟衆生における善巧方便即ち四攝事が出る。なお、攝大乘論では四攝事は簡単に言及されるのみである(長尾雅人、攝大乘論和訳と注解上 p. 427 f. 参照)。

(17) *Piṇḍārtha* によれば、七偈は順に自性(v. 72)・因由(v. 73)・業(v. 74)・数決択(v. 75)・種別(v. 76)・功德(vv. 77-8)という六項目の下に四攝事を規定するものであるという(bsdu ba'i dngos po bzhi la drug ste / ngo bo dang byed pa dang / las dang grangs nges pa dang / rab tu dbye ba dang phan yon no //)。

(18) 因みに智度論卷八十九(經部分)に出る以下の般若經の文は、同事の箇所を除けば本論と同趣旨である(T. 25, 685a)：須菩提，菩薩摩訶薩以二施攝取衆生，所謂財施法施。是為菩薩希有難及事。云何為菩薩摩訶薩愛語攝取衆生。菩薩摩訶薩以六波羅蜜為衆生說法作是言，汝行六波羅蜜攝一切善法。云何為菩薩摩訶薩利行攝取衆生。菩薩摩訶薩長夜教衆生令行六波羅蜜。云何為菩薩摩訶薩同事攝取衆生。菩薩摩訶薩以五神通力故，種種變化入五道中，與衆生同事。以此四事而攝取之。

(19) 章冒頭の *uddāna* に示されるように、本章では六波羅蜜の一々が十義(数・相・順序・語源・修習・分析・総合・所対治・属性・相関)によって規定される：*saṃkhyātha tallakṣaṇam ānupūrvī niruktir abhyāsagunaś ca tāsām / prabhedanam saṃgrahaṇam vipakṣo jñeyo guṇo 'nyonyaviniś-*

cayaś ca // (XVI-1)。一方、菩薩地では六波羅蜜は自性 (svabhāva)・一切 (sarva)・難行 (duṣkara)・一切門 (sarvatomukha)・善士 (sātpauruṣayukta)・一切種 (sarvākāra)・遂求 (vighātārthikayukta)・此世他世樂 (ihāmutrasukha)・清淨 (viśuddha)、の九形相 (navākāra) の項目下に論述され、本論の波羅蜜十義とは共通性がない。また菩薩地では四攝事も同じく九形相に従って論じられており、本論の四攝事の六項目 (上註 16 参照) とはやはり全く異なっている。

- (20) 所対治〔布施の場合は慳貪 mātsarya〕を断じ、無分別智を伴い、全ての願いを満たし、衆生を三種に (i.e. 三乗へと) 成熟させる (XVI-8: dānaṃ vipakṣahinaṃ jñānena gataṃ ca nirvikalpena / sarvecchāparipūrakam api satvavipācakaṃ tredhā //)。この四相は六波羅蜜全てに適用される (vv. 8-13)。
- (21) 蔵訳によれば「法を聞くに相應しい者となるから」([chos] nyan du btub par byed pa'i phyir)。
- (22) *AN* II. 13. 8 Saṅgahā (*AN* i. 92): dve 'me bhikkhave saṅgahā. katame dve, āmisasaṅgaho ca dhammasaṅgaho ca. ime kho bhikkhave dve saṅgahā. etadaggaṃ bhikkhave imesaṃ dvinnāṃ saṅgahānaṃ yadidaṃ dhammasaṅgahoti. 本經の Atthakathā は極めて簡潔である: aṭṭhame catūhi paccayehi saṅgaho āmisasaṅgaho, dhammena saṅgaho dhammasaṅgaho. 「第八(經)について、四縁による攝受が財攝であり、法による攝受が法攝である」。四縁による攝受が何を指すか不明であるが、四攝事を指すとすれば二攝と四攝事との関連を云うことになる。なお、Lévi II, p. 202 n.b.1 は *AN* i. p. 92 を指示すると共に漢訳増壹には対応經を欠くとし、赤沼互照録 (p. 126 & 283) 及び南伝 17. 150 注 1 & 2 も *AN* II. 13. 1 (cf. *Itiv.* 98) [dāna] -2 [yāga] と増壹 15. 3 [施] -4 [施] の対応を示すのみ。しかし、四攝事が四恩と訳された例があること (中村元著作集第20巻 p. 347 に挙げる普曜經の例) を考慮に入れば、続く増壹 15. 5 [恩] に二恩とあるのが二攝 (dve saṅgahā) に相当するかもしれない (T. 2, 577b): 「聞如是……。爾時世尊告諸比丘。有此二恩云何為二所謂法恩財恩。恩中之上者所謂不過法恩也。是故諸比丘當修行法恩。如是諸比丘當作是學……。」。
- (23) 六波羅蜜の所対治は本章 vv. 8-13 に挙げられ、順に慳貪 (mātsarya)・惡戒 [犯戒] (dauṣṣīlya)・瞋恚 (krodha)・懈怠 (kausīdya)・散乱 (vikṣepa)・惡慧 (dausprajñya) である。
- (24) Cf. *Gv* 495.20 samantapāśajālabhūtaṃ (bodhicittaṃ), sarvavineya-sattvasaṃgrahakarṣaṇatayā, it is a net... because it draws in by attraction

(by kindly behavior) creatures... (BHSD s.v. *saṃgraha*). 類似した表現が本論 XX-XXI. 7 にも見える。そこに四種の攝衆生 *sattvaparigraha* が列挙される中の第四として徒衆 (心) 攝 *gaṇasya karṣaṇāt* (*parigraha*) が云われ、釋には *gaṇaparikaṣaṇaparigrahaś ca śiṣyagaṇopādānāt* 「四者徒衆心攝、由自弟子攝成故」とある。また菩薩地戒品で所謂三聚淨戒 (律儀戒 *saṃvaraśīla*・攝善法戒 *kuśaladharmasaṅgrāhakaśīla*・饒益有情戒 *sattvārthakriyāśīla*/*sattvānugrāhakaśīla*) の第三饒益有情戒の十一相が説かれるが (略説 *BBhW* 140.4-27; 511b-c, 廣説 144.24-152.17; 512c-514b), その第七相に御衆 *gaṇaparikaṣaṇa/-ā* があり、有情を無染心と憐愍心を以て饒益し、衣服飲食等々を給施した上で、教授教誡することを指す。なお、いま詳述する紙幅がないが、この十一相の記述には四攝事のそれとの並行箇所が多い。上記の第七相は第六相 (施與一切資生衆具) と併せて広義の布施に対応する。同論で布施攝事を *anugrāhaka* (饒益方便) と呼ぶのと *sattvānugrāhakaśīla* (饒益有情戒) の名称とは関連があらう。第二相 *sattvānām nyāyaṃ vyapadiṣaṃ* (為諸有情如理宣説) は愛語に、第八相 (*sattva*)-*cittānuvartanaśīla* (隨轉於有情心) は同事に、それぞれ相当し、第十相に *akuśalāt sthānād vyutthāpya kuśale sthāne saṃniyojanārthaṃ* (欲令其出不善處安置善處) とあるのは利行の規定に合致する。また饒益有情戒の原語 *sattvārthakriyā(-śīla)* と利行 *arthacariyā* との類似も注目される。実際、利行を *arthakriyā* の語形で出す佛教梵語資料が知られている (*LV* 30, etc. see, BHSD s.v. *arthacariyā* & PTSD s.v. *saṅgaha*)。

(25) 下註(27)に挙げる經の取意とも思われるが、別の經の引用とすれば筆者未比定。

(26) Cf. BHSD s.v. *ekāyana*, traversible by only one. 阿含・ニカーヤでは通常この語は四念處を指す (e.g. MN 10, DN 22)。

(27) *AN* VIII. 24 (iv. 219) *Hatthaka* (2): *sādhū sādhū Hatthaka, yoni kho tyāyaṃ Hatthaka, mahatiṃ paraṃ saṅgahetuṃ, ye pi hi keci Hatthaka atītaṃ addhānaṃ mahatiṃ paraṃ saṅgahesuṃ, sabbe te imeheva catūhi saṅgahavatthūhi mahatiṃ paraṃ saṅgahesuṃ. ye hi keci Hatthaka anāgataṃ addhānaṃ... saṅgaṇhissanti. ye pi hi keci Hatthaka etarahi... saṅgaṇhantīti. ...* Cf. 中阿含 (四十) 手長者經 (T. 1, 482c): 善哉善哉手長者、汝能以如法攝於大眾。又以如門攝於大眾。以如因緣攝於大眾。手長者、若過去有沙門梵志以如法攝大眾者、彼一切即此四事攝於中或有餘。手長者、若有未來……。若有現在……。

(28) 上掲經に対する *Atthakathā* に、*yoni kho tyāyan ti upāyo kho te ayaṃ*

とある。順正理論にも手長者經への言及があり、經文中の「門」(yoni の訳語であろう)を「方便」と釋している (T. 29, 336a)。

- (29) *śamayamanodyamapāragāḥ*; この *pāraga* は当然 *pāramitā* を含意するであろう。但し安慧釋は勤勉 (= 精進) のみに結びつけて、「勤勉によって窮め」と解し、「精進波羅蜜によって行を究竟する (*sgrub pa mthar phyin pa byed pa*) からである」と説明する (46b3; 54b1)。
- (30) *BBhW* (227.3-7): *tatra yac ca dānam anekavidhaṃ nirdiṣṭaṃ yac ca śīlaṃ vistareṇa yāvad yā ca samānārthatā. tatra pāramitābhir adhyātmaṃ buddhadharmaparipākaḥ, saṃgrahavastubhis sarvasattvapari-pākaḥ. samāsato bodhisattvasyaitat kuśalānāṃ dharmāṇāṃ karma vedī-tavyaṃ. 如是已說多種施戒廣說乃至最後同事。其中所有波羅蜜多能自成熟一切佛法。所有攝事能成熟他一切有情。當知略說菩薩一切善法作業。* (532b)
- (31) *MSABh* ad *MSA* XVI-4 (Lévi p. 99, ll.19-20): *etasmāt parārthāt bodhisattvasyātmārtho bhavati / parakāryasvakāryatvān mahābodhiprāptiś ca.*

